

令和 6 年度移住体験サポート業務委託 仕様書

1. 本仕様書の位置づけ

本書は、本市への移住促進を図るため、秋田県外在住者で、本市への移住を検討している者に対して、自然環境や生活環境など本市での暮らしを一時的に体験できる機会を提供し、移住後のギャップを減らすことを目指して実施する移住体験サポート業務委託の公募型ポロポーザル方式による受託者の選定に当たって策定した業務の想定仕様である。受託業務の効果的な遂行に資すると受託者が考えるものについては、想定仕様に追加して提案することを妨げない。

業務の正式な仕様は、契約締結前に調整する場合があるので、その点を踏まえて提案すること。

2. 委託業務名

令和 6 年度移住体験サポート業務委託

3. 目的

仙北市に移住を検討している方が実際に一定期間仙北市での暮らしを体験することで、実際の移住を決断していただくための後押しをする。

4. 業務期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで

5. 業務内容

(1) 移住体験者による移住体験の企画・実施

業務期間中、20 組の移住体験者を想定し、以下を行う。

- (ア) 市が別途用意する移住体験事前調整フォームからの情報を元に、移住体験者（検討中の希望者も含む）と仙北市への来訪前にオンラインミーティングを行い、移住体験実施中に求めるサポートなどを把握し、サポートの準備をする。
- (イ) 移住体験者の希望に応じて、先輩移住者への移住相談や交流、物件やスーパーマーケット巡り、企業や幼保・学校見学など、仙北市での暮らしがイメージできる内容で、移住のための情報収集につながる地域実情に沿ったサポート計画を作成する。
- (ウ) 移住体験中の移住体験者の滞在場所は、仙北市が指定する市営住宅 1 戸及び宿泊施設 6 軒の中から、移住体験者と協議の上決定することを予定しており、いずれも食事の準備や生活全般は移住体験者自身で行うことを予定している。
- (エ) 移住体験者の滞在中、サポート計画を基に移住体験者のサポートを行う。移住体験者の市内移動は基本的に移住体験者自身となるが、必要に応じてレンタカーによる随行等を実施する。
- (オ) 移住体験者のサポート業務の実施にあたり、効率的かつ効果的な業務随行のため、市外の事業者である場合は、仙北市内に活動拠点となる事業所（サテライトオフィス等を含む）を設置すること。

(2) SNS を活用した移住・定住情報に関する発信

(ア) SNS(Facebook、Instagram、X等)を活用し、移住・定住に関する情報発信を行う。
(月2回以上)。

(イ) 使用するメディアの選定、アカウントの管理方法等については、市と協議の上、決定する。

(3) Wi-Fi 環境の整備

(ア) Wi-Fi 環境整備の対象

移住体験ハウス利用期間中、仙北市宮松葉住宅東棟 202 号室(仙北市西木町桧木内字松葉 278 番地 2)を対象として Wi-Fi 環境を整備する。

(イ) Wi-Fi 環境整備の条件

本事業の委託契約日から 2 週間以内に利用開始ができ、委託契約完了日までの間で利用が終わるものとする。

また、有線の回線工事を伴うものとせず、ホームルーターまたはポケット型ルーターとし、レンタルタイプ、購入タイプは問わないが、機器代や解約金等も加味の上、事業期間中に予算の範囲内で対応できるものを選択する。なお、購入タイプの場合、委託契約終了後はルーターを発注者に引き渡すこと。

通信速度は最低下り 25Mbps/上り 10Mbps 程度を確保できるものとし、データ容量上限は 30GB/月(ただし上限を超えた場合は従量課金で対応のこと)を目安とする。

(4) 報告書の提出

事業実施の成果物として、委託期間終了までに次のものを提出すること。

(ア)(1)～(3)の実績内容を、全体のまとめと移住体験者毎の内容が分かるように整理した実績報告書。3部(A4縦50頁以内)

(イ) 事業実施期間中に作成した各種資料。1部(コピー可)

(ウ) SNS による情報発信の効果解析資料。1部

(エ) 上記(ア)～(ウ)のデータを格納したCD-RまたはDVD-R。2部
なお、データはPDFおよび編集可能な形式(Word、Excel、PowerPoint等)

6. 業務の進め方

委託期間中は、適宜電話・電子メール等で業務の進め方の協議や資料等の確認を行いながら、定期的に担当者との打合せを実施すること(月2回以上)。

7. 留意事項

(1) この業務を遂行するにあたり受託者が第三者に損害を与えた場合、また業務遂行に際し受託者の従業員や機械・設備等に事故や盗難が発生した場合は、全て受託者の責任において解決すること。

(2) 受託者は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を再委託する場合は、市と協議の上、承認を得るものとする。

(3) 受託者が、業務上知り得た秘密や個人情報、再委託先も含めて漏らしてはならない。

委託期間終了後も同様とする。

8. その他

- (1) 委託料の支払いは、業務完了後の実績報告等に基づき行う。
- (2) 業務内容や業務量に変更が生じた場合は協議の上、必要に応じて仕様を変更するとともに、契約金額の変更を行うものとする。
- (3) 上記(2)の仕様及び契約金額の変更を行う場合は、変更契約により行うものとする。
- (4) 変更後の契約金額は、変更内容に基づく実績相当額により算定するものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項は協議の上、決定することとし、打合簿をもって処理する。